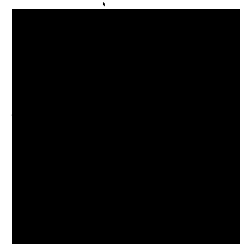




原 対 第 7 8 号
令和 7 年 7 月 2 9 日

東北電力株式会社取締役社長 殿

宮城県知事 村 井 嘉



女川原子力発電所の原子炉施設の変更について（回答）

令和 6 年 2 月 2 7 日付けで協議のありましたこのことについては、使用済燃料を発電所から搬出するまでの間、一時的に貯蔵するために設置する施設であることを前提に、了解します。

また、原子炉施設の変更に当たっては、地域住民等のより一層の信頼が得られるよう、下記の事項について要請します。

さらに、県と登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町が締結した「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に係る覚書の 2 に基づき提出のありました意見等は、別紙のとおりです。

記

- 1 使用済燃料乾式貯蔵施設は使用済燃料を一時的に貯蔵するために設置するものであることから、貴社は、早期に使用済燃料を搬出するため最大限に努力する責任があることを自覚し、その取り組みについて、積極的かつ分かりやすい情報提供を行うこと。
- 2 設置工事に当たっては、2 号機の運転や 1 号機の廃炉作業に影響を与えぬよう、事前にあらゆる視点から安全性を確認するとともに、作業中は発電所全体の安全確保を最優先で実施すること。
- 3 乾式貯蔵施設の運用に当たっては、施設周辺に影響がないか、定期的な監視等を行うとともに、作業員への教育を徹底することにより、環境保全と安全確保に向けた取組みを継続して実施すること。
- 4 使用済燃料の保管状況について、定期的に報告を行うこと。

担 当

原子力安全対策課原子力安全対策班 伊藤
TEL 022-211-2607/ FAX 022-211-2695
E-mail : gentaia@pref.miyagi.lg.jp



(メール施行)

東松防災第201号
令和7年7月22日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 様
(復興・危機管理部原子力安全対策課扱い)

東松島市長 渥 美 巖
(公印省略)

女川原子力発電所の原子炉施設の変更について (通知)

令和6年2月27日付けで宮城県知事宛てに協議のあったこのことについて、「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に係る覚書2に基づく本市の意見は下記のとおりです。

記

乾式貯蔵施設に何らかの不具合等が発生した場合、速やかかつ適切に対応できる態勢を確実に維持すること。

担 当	東松島市総務部防災課 稲垣
電 話	0225-82-1111 (内線 1162)
F A X	0225-83-5621
メー ル	kikitaishaku@city.higashimatsushima.lg.jp



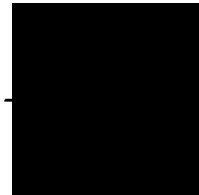


美防第403号

令和7年7月23日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

美里町長 相澤 清



女川原子力発電所の原子炉施設の変更について（回答）

令和6年2月27日付けで宮城県知事宛に協議のあった標記の件について、
「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に係る覚書の2に基づく
本町の意見は、下記のとおりです。

記

- 1 貴社においては、責任ある原子力事業者として使用済燃料の早期搬出に向けて尽力すること。
- 2 当該施設は一時的に貯蔵するための施設であることに十分留意し、使用済燃料の搬出計画等の使用済燃料対策について、積極的かつ分かりやすい情報提供を行うこと。
- 3 設置工事及び運用に当たっては、事故が発生しないよう細心の注意を払って実施すること。



担 当：美里町防災管財課防災係 和泉
電 話：0229-33-2142
FAX：0229-33-2319
E-mail：bosai@town.misato.miyagi.jp